

地方独立行政法人青森県産業技術センターの利益処分の承認基準について

1 承認基準を定めるに当たっての前提

承認基準を定めるに当たっては、次の事項を踏まえるものとする。

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」（平成 16 年総務省告示第 221 号。以下「会計基準」という。）に基づくものであること。

2 承認基準

知事の承認を受けようとする額については、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 40 条第 3 項及び会計基準第 72 に基づき、次のいずれの要件にも合致する場合に承認するものとする。

- (1) 当該事業年度における経営努力により生じたと認められるもの
- (2) 法第 26 条第 2 項第 6 号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするものでかつ合理的な使途であると認められるもの

3 承認基準に掲げる経営努力認定の考え方

(1) 会計基準に基づく考え方

経営努力により生じたと認められる利益は、会計基準第 72 の内容に基づき、次のとおりとする。

- ① 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（以下「自己収入」という。）から生じた利益
 - ア あおもり農商工連携支援基金から生じた運用益
 - イ 農産物販売等収益
- ② 運営費交付金に基づく収益において、中期計画（年度計画）の記載事項に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した結果発生した利益
- ③ その他法人において経営努力によることを立証した場合

ただし、(地独)青森県産業技術センターの運営費交付金は、業務のための支出額を限度として収益化する費用進行基準を採用しているため、上記①の自己収入が経営努力認定の対象となる。

(2) 承認を受けようとする剰余金の内容

剰余金	61,090,735 円
(内訳)	
積立金	26,566,595 円
目的積立金	34,524,140 円

(3) 目的積立金の使途の内容

設立団体の長の承認を受けようとする額 34,524,140 円
(生産事業者支援の充実強化、研究員等職員の資質向上及び施設・設備の改善等)

① あおもり農商工連携支援基金のため使用する額 19,313,378 円

・ 生産事業者支援の充実強化

「あおもり農商工連携支援基金」

② その他の中期目標で定めた目的に使用する額 15,210,762 円

ア 研究員等職員の資質向上

・ 人材育成委員会経費

・ 中核研究者育成事業

・ 業務実施に必要な資格等の取得

イ 施設・設備の改善等

(4) 県における考え方

中期計画及び年度計画に沿って適正に事業を遂行した上で、自己収入から生じた利益は、経営努力によるものと認定し、目的積立金として整理する。

平成22年度 地方独立行政法人青森県産業技術センターの剰余金の概要及び利益処分案について

利益処分の承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれの要件にも合致する場合に承認する。

- (1)当該事業年度における経営努力により生じたと認められるもの
- (2)法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするものでかつ合理的な使途であると認められるもの

